

～食品衛生法に基づく許可を取得される皆さんへ～

京都市における食品関係営業許可情報のオープンデータ化について

○食品関係営業許可情報の公開について

京都市では、本市が保有する情報を広く市民に公開し、市政の透明性及び信頼性の向上を図るため、京都市情報公開条例に基づき情報公開を推進しています。

食品営業許可に関する情報については、これまでも多くの情報公開請求が行われていること等を踏まえ、オープンデータとして京都市のホームページ上に公開しています。

なお、公開情報は営業許可証に記載している項目であり、許可取得月毎に掲載しています。

<京都市オープンデータポータルサイト掲載内容>

| 申請者氏名 | 営業所所在地 | 営業所名称(屋号) | 業種 | 許可番号 | 許可開始日 | 許可終了日 | 許可年月日 |
|-------|------------|-----------|-------|---------|----------|----------|----------|
| 京都太郎 | 京都市〇〇区〇〇町1 | レストラン〇〇 | 飲食店営業 | 第00001号 | 令和〇年〇月〇日 | 令和●年●月●日 | 令和〇年〇月〇日 |

※京都市オープンデータポータルサイト <https://data.city.kyoto.lg.jp/>



○オープンデータとは？

オープンデータとは、原則、誰でも自由に利活用できる形で公開した公共データのことです。

○オープンデータ化による効果

市民・市内の団体・大学・市内中小企業等の皆さまに広く飲食店等の情報を知っていただくことで、「市民協働の促進による市民サービスの向上」、「地域経済の活性化」に寄与することが期待されます。

オープンデータに掲載することで、事業者の方が新規参入する際や、市民の皆さまが利用する店舗を選択する際に、情報を手軽に入手して、参考に出来るようになることが期待されます！



おあがりス
京都市食の安全安心
啓発キャラクター

※許可申請時に、『厚生労働省が運営する食品衛生申請等システムによるオープンデータとして公開することに不都合がある』と申出のあった項目については、その取扱いについて本市においても準用します。そのため、申請者氏名・営業所名称(屋号)・営業所所在地の3項目について申出があった場合は、本市オープンデータ上でも非公開とします。

※ただし、食品営業施設について、京都市情報公開制度に基づく情報公開請求があった場合には、上記申出の有無に関わらず、本市条例に基づき情報の公開又は非公開を決定します。

お問合せ先

医療衛生センター

京都市中京区御池通高倉西入高宮町
200番地 千代田生命京都御池ビル

| | |
|---------------------|-----------------|
| 北区, 上京区, 左京区, 東山区担当 | ☎075 (746) 7211 |
| 中京区, 下京区担当 | ☎075 (746) 7212 |
| 山科区, 南区, 伏見区担当 | ☎075 (746) 7213 |
| 右京区, 西京区担当 | ☎075 (746) 7214 |